

佐久大学看護研究雑誌 投稿規程

1. 本誌の名称は佐久大学看護研究雑誌とし、原則として年1回刊行する。
2. 本誌は、本学における研究の推進と研究発表の場の提供を目的とする。
3. 投稿原稿は未発表のものに限る。
4. 倫理審査が必要と判断される研究の場合は、研究論文が倫理審査で承認を受けていること。尚、投稿の際には倫理審査の承認番号を記載する。
5. 投稿資格は以下のとおりとする。
 - 1) 本学の教職員、非常勤講師、本学大学院生及び本学の認めた臨床(地)教育講師とする。ただし、本学の教員が第一著者となるならば学外者も投稿資格を有する。
 - その他、本学の教員として在職中に行った研究成果を発表する者、本学の大学院生として在学中に行った研究成果を発表する者及び紀要委員会が認めた者も投稿できるものとする。
- 2) 上記以外、紀要委員会が適当と認めたもの。
6. 投稿論文の種類、内容、制限頁は以下のとおりである。なお、図表も制限頁内に含む。
図表一枚の刷り上がりの大きさと文字数の換算は、刷り上がり 1/4 頁程度 : 400 字、1/2 頁程度 : 800 字、1 頁程度 : 1600 字とする。
 - 1) 総説：ある主題に関連した研究の総括、文献レビューなど (10 頁以内)
 - 2) 論説：ある主題に関する理論の構築、展望、提言など (5 頁以内)
 - 3) 原著：オリジナルデータに基づいた独創的、または新しい知見が示されている論文 (10 頁以内)
 - 4) 研究報告：研究としての意義があり、報告の価値が認められるもの (10 頁以内)
 - 5) 資料：看護学研究上有用である資料の提示 (10 頁以内)
 - 6) 活動報告：看護教育および臨地実践に関する報告で記録に残す価値があると認められるもの (10 頁以内)
 - 7) その他：紀要委員会が適当と認めたもの (10 頁以内)
7. 上記 1)～5) の論文の採否は、紀要委員会が指名した査読者 2 名による査読結果に基づき委員会が決定する。
8. 原稿の提出は以下のとおりとする。
 - 1) 投稿の際は、①フェイスシート(a. 表題の日本語及び英語表記、b. 著者名の日本語及び英語表記、c. 所属の日本語及び英語表記、d. 希望する原稿の種類、e. 別刷必要部数、f. 原稿枚数、g. 図表枚数、h. 投稿者の連絡先)、②和文要旨、英文要旨、キーワード 3～5 語の日本語及び英語表記、③表題の日本語及び英語表記、④本文、⑤図表、画像等、⑥チェックリスト、⑦著者権委譲承諾書の①～⑦を番号別に PDF 形式に変換し、電子ファイルを紀要委員会のアドレスに送付する。
 - 2) 最終原稿提出の際は、上記①、②～④を MS-Word 形式と PDF 形式の双方で、⑤はオリジナルの形式と PDF 形式の双方で作成した電子ファイルを紀要委員会のアドレスに送付する。
 - 3) 電子投稿が困難な場合は、紀要委員会に郵送するか、直接紀要委員会への提出も可とする。郵送の場合は、封筒の表に「紀要原稿在中」と朱書きし、書留便とする。

E-mail アドレス : jnurs@saku.ac.jp

住所 : 〒385-0022 長野県佐久市岩村田2384 佐久大学紀要委員会

9. 著者校正は1回とし、大幅な加筆・訂正は認めない。

10. 投稿原稿の執筆要領は以下のとおりである。

原則的にアメリカ心理学会が発行している「APA論文作成マニュアル第2版(2011)」(医学書院)を基にして、下記のように執筆要領を定める。

1) A4判、横書き、1段組み、1頁40字×40行とする。

2) 本文のフォントのサイズは11ポイント、英数字は半角とする。

3) 和文における本文中の句点は「。」、読点は「、」とする。ピリオド「.」、カンマ「,」、コロン「:」、セミコロン「;」は半角として、そのあと半角スペースをあける。

4) 和文要旨は400字程度、原著ならびに研究報告には250語程度の英文要旨を付ける。

5) 原稿構成の章立、項目番号は、原則としてI、1、1)、(1)の順とする。

6) 図、表および写真には、図1、表1などの番号をふり、原稿の終わりに本文とは別にまとめて記し、本文原稿の右欄外にそれぞれの挿入希望位置を指定する。なお、図、表、写真をカラーでの掲載を希望する場合は、実費を自己負担とする。

7) 文献の記載方法は下記のとおりである。

(1)文中に文献を引用する場合

①原則的に引用部分の後に、著者名(姓)、発行年(西暦)を括弧表示にする。あるいは、本文中に著者名が書かれている場合は、その直後に発行年を括弧に入れて記す。

例：……………と言われている(佐藤, 2015)。

例：佐藤(2015)は、「……………」と報告している。

②著者数別の記載

a. 著者が2名の場合は、引用毎に著者名と発行年を記す。著者名の間は半角カンマ「, (半角)」で区切る。

例：……………と言われている(佐藤, 鈴木, 2014)。

例：佐藤, 鈴木(2014)は、「……………」と報告している。

尚、欧文の場合には、著者名の間に「&(半角)」を入れる。

例：Sato & Suzukiは、……。

b. 著者が3～5名の場合は、最初の引用では、全員の著者名と発行年を記し、それ以降の引用では、筆頭著者を表記し、第2著者以降を「ら」とする。

例：佐藤, 鈴木, 田中(2015)は……と分類しており、さらに、佐藤ら(2015)……と報告している。

欧文の場合には、最終著者名を「, and」でつなぐ。2回目以降の引用においては、筆頭著者を表記し、第2著者以降を「et al.」とする。括弧内で、引用を表示する際には、最終著者名の前に「, &」を記載する。

例：Sato, Suzuki, and Tanaka(2015)は……と述べているが、さらに Sato et al.(2015)は、……と報告している。

例：この病気について……………と言われている(Sato, Suzuki, & Tanaka)

c. 著者が6名以上の場合は、筆頭著者名を記し、第2著者以降を「ら」とする。

(文献リストの記載方法とは異なるので注意)

例：佐藤ら(2014)は…………と述べている。

例：子どもたちの置かれている環境について、……と述べている(佐藤ら, 2015)

(2)文献のリストの記載方法

- ①リストの記載順序は、筆頭著者の姓のアルファベットの順とする。
- ②同一者の文献が複数ある場合は、発刊年の早い順にする。
- ③同一年に同一著者の文献が複数ある場合は、本文中の引用表示に添付した小文字のアルファベッド順に表示する。
例：田中花子(2015a).
田中花子(2015b).
- ④出版物別記載方法は以下のとおりである。

a. 雑誌

著者名(発行年). 論文の表題. 掲載雑誌名, 号もしくは巻(号), 始頁－終頁.

例：竹尾恵子(2008). 政策医療における看護の創造と発展. 日本看護科学会誌, 55(5), 19-23.

例：Kato, A. & Marcia, A.P.(2004). Study of critical thinking skills in nursing students and nurses in Japan. Nurse Education Today, 24, 286-292.

b. 書籍

単著の場合：著者名(発行年). 書名(版数). 出版社名.

例：小村三千代(2009). 小児をめぐる看護現象入門. ライフサポート社.

例：Polit. D.F. & Beck, C.T.(2008). Nursing research Generating and Assessing Evidence for Nursing Practice (8th ed.). Philadelphia, USA: W, W, Lippincott.

尚、洋書の場合は、出版地を記載する。

分担執筆の場合：著者名(発行年). 章のタイトル. 編者名. 書名(版数). 頁数. 出版社名.

例：征矢野あや子(2009). 転倒予防の自己効力感の評価. 武藤芳照監修, 転落予防らくらく実践ガイド. 70-71. 学研.

c. 翻訳書

原著者名(原書の発行年)／訳者名(翻訳書の発行年). 翻訳書の書名(版数). 出版社名.

例：Davis, A.J., Tschudin, V. & de Raeve, L.(2006)／小西恵美子監訳, 和泉成子, 江藤裕之訳(2008). 看護倫理を教える・学ぶ 倫理教育の視点と方法. 日本看護協会出版会.

d. インターネットの情報

著者(可能であれば). 文章タイトル, 入手年, アドレス(URL)

例：総理府男女共同参画室. 男女間における暴力に関する調査, 2003/7/8, <http://www.gender.go.jp>

尚、ホームページから引用した場合は、入手年月日を入れる。

⑤著者数別記載方法は以下のとおりである。

- a. 著者が7名以下のは、全員の著名を記載する。欧文の場合は、最後の著者名の前に「&」を入れる。
- b. 著者が8名以上のは、最初の6名まで記載して、そのあとに省略記号「, ……」を入れ、最後の著者名を記載する。欧文の場合は、最後の著者名の前に「&」を入れる。

例：佐藤一男、鈴木花子、田中太郎、渡辺道子、高橋明子、山本次郎,……佐久桃子(2015). 論文の表題. 掲載雑誌名, 号もしくは巻(号), 始頁－終頁.

11. 本誌に掲載された論文の著作権は、佐久大学に帰属する。
12. 別刷は10部とし、それを超えるものについては実費負担とする。

付則 この規程は 平成20年6月23日から施行する。

付則 この規程は 平成22年4月1日から一部改定施行する。

付則 この規程は 平成24年4月1日から一部改定施行する。

付則 この規程は 平成26年4月1日から一部改定施行する。

付則 この規程は 平成27年4月1日から一部改定施行する。

付則 この規程は 平成28年7月21日から一部改定施行する。

付則 この規程は 令和2年4月1日から一部改定施行する。